

議第35号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

別表第2球技場の項を次のように改める。

球技場	アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴 収しない場 合	28,000	21,000	37,000	28,000	65,000	49,000
		入場料を徴 収する場合	35,000	26,000	46,000	36,000	81,000	62,000
	その他	入場料を徴 収しない場 合	84,000	63,000	110,000	85,000	194,000	148,000
		入場料を徴 収する場合	106,000	81,000	139,000	106,000	245,000	187,000

別表第2備考6中「4,000円」を「4,700円」に、「3,000円」を「3,500円」に改め、同備考6を同備考7とし、同備考5中「つど」を「都度」に改め、同備考5を同備考6とし、同備考4の次に次のように加える。

5 特別の設備を準備し、又は撤去する場合の利用料金は、催物の区分に応じ、この表に掲げる額のそれぞれ2分の1に相当する額とする。

別表第3アマチュアスポーツの項及びその他の項を次のように改める。

アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	12,000	8,100
	入場料を徴収する場合	14,000	12,000

そ の 他	入場料を徴収しない場合	33,000	25,000
	入場料を徴収する場合	43,000	33,000

別表第5 テニスコート（1面1時間につき）の項中「1,800」を「2,000」に、「1,400」を「1,600」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 球技場の利用に係る料金及びテニスコートの使用料の徴収その他これらを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金及び使用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る料金及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

利用料金及び使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。